

第1回重度心身障害者医療費助成制度検討委員会議事録

平成16年4月23日(金)

15:00~16:30

県庁西棟7階B会議室

発 言 者	内 容
馬場副参事	1 開会 ただいまから、第1回重度心身障害者医療費助成制度検討委員会を開催いたします。 はじめに委員の方々をご紹介します。なお、辞令については、あらかじめ各委員のお手元に置いておりますので、お受け取り願います。 (委員の紹介)
佐々木次長	2 健康福祉部長あいさつ 次長の佐々木でございます。検討委員会の開催にあたりまして、当健康福祉部の北窓健康福祉部長のご挨拶を申し上げたいと思います。お手元に挨拶文をお配りしておりますのでごらんいただきながらお聞きいただきたいと思います。 (「第1回重度心身障害者医療費助成制度検討委員会 青森県健康福祉部長あいさつ」のとおり)
馬場副参事	最初の委員会でございますので、ここで事務局職員を紹介いたします。 (事務局職員紹介)
馬場副参事	3 組織会 それでは、次第3の組織会に入らせていただきます。本来でありますと、まず仮議長を選出するのが筋とは思いますが、時間節約のため、省略し、委員長選任に入ることを事務局として提案いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なし)
馬場副参事	ありがとうございます。それでは、委員長選任まで佐々木次長が仮議長役を務めさせていただきます。
佐々木次長	それでは委員長選任まで仮議長を務めさせていただきます。委員長は設置要綱第3の第2項により、委員の中から互選により選出するとされておりますので、どなたかご推薦いただきたいと思います。
藤谷委員	この委員会は昨年度からの継続になりますので、前委員長である白取委員にお願いしたいと思います。
佐々木次長	藤谷委員から白取委員のご推薦がありましたが、いかがでしょうか。 (異議なし)
佐々木次長	委員長は白取委員ということで決定させていただきます。どうもありがとうございます。
馬場副参事	それでは、白取委員には、中央の委員長席に移っていただきます。次に、委員長職務代行者の指名に入らせていただきます。委員長職

白取委員長	務代行者の指名については、設置要綱第3の4により、委員長職務代理者は委員長が指名することになっておりますので、委員長からどなたかご指名をお願いします。
馬場副参事	白取でございます。委員長という大変気の重い役を仰せつかりましたけど、先程、佐々木次長からご挨拶でふれられたように、この作業は、昨年度以上に困難な作業になるのではないかという気がいたしております。昨年は委員の方々の時間不足ということで不完全燃焼したように受け止めておりましたし、また関係団体の方々も一度きりしか意見を述べる機会がなかったということで、これまた不完全燃焼であったと思います。今回、このようなメンバーでこの問題について整理していくということは一歩前進したのではないかと思います。大変難儀するとは思いますが、皆様のご協力をいただいて、何とか職務を務め、9月の報告書に間に合うように進めて参りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。 そして、職務代行者については、吉原委員にお願いしたいと思っておりますので、どうかお引き受けいただきたいと思います。 以上をもって次第3の組織会を終了いたします。これからの進行は委員長にお願いいたします。
白取委員長	4 制度説明 それでは、次第に従って事務局から説明をして頂きたいと思えます。まず、共通認識を持っていただく意味で、(1)の医療保険の概要から説明願います。
富永課長	(1) 医療保険制度の概要について それでは、先程委員長の方からもお話がございましたが、お互い共通の認識をもっていただくということで説明させていただきます。 (資料1により説明)
白取委員長	ご意見、ご質問ございませんか。
富永課長 白取委員長 村上委員	それでは、次の重度心身障害者医療費助成制度について説明願います。 (2) 重度心身障害者医療費助成制度について (資料2により説明) ご意見、ご質問ございませんか。 2頁の下の表が10月から(改正)となっているが、決まったのですか。
馬場副参事	10月から実施ということで16年度予算を承認いただいたものです。
村上委員 馬場副参事 村上委員 馬場副参事	決まったのですか。 はい。 では、このテーブルで我々は何をするのですか。 昨年度3点の項目で報告書がだされました。その中の食費の部分については導入させていただきました。 残りの医療費負担のあり方についての部分、そしてこの表(資料2の2頁)に見えるように内部3級は1割負担があり、精神1級は15、

村上委員

000円を限度とする負担があり、身障1・2級、療育手帳Aは負担がありません。この部分を是正するという2項目でございます。

佐々木次長

そうすると、部長挨拶のもう1回当事者を入れて検討するということは、何をすることになりますか。

昨年の検討委員会で、今申し上げたように決められたことがありまして、1つには入院時食事療養費標準負担額については障害者団体のご理解をいただいて対象外にするということを決めさせていただいた訳ですが、残っているものは2つあります。

医療費の負担をどうすべきかという議論と、障害者によって一部負担のアンバランスがあり、そのところの公平さを図る必要があるのではないかとということで、その2つを今年議論していただきたいということでございます。

村上委員

昨年からの項目が減ったということによろしいですか。

佐々木次長

はい。

前田委員

昨年も我々から意見を出してきましたが、食事については色々意見を検討委員会にも出した。これは、意見陳述という形で一度しかなかったものですから、その後意見を述べる機会がなかったですけど、最終的には検討委員会で食事については（負担を）導入すると報告書を受けた時も色々意見をだしました。しかしながら、この標準（負担額）の部分については、負担してもらうことになった訳です。

もう一つは65歳以上の問題について、これは検討委員会でも議論なかった問題でした。私も中間報告を受けた時に、県の方から突如でてきたものと認識している。ここについても、報告書を受けた時点でこの問題を議論していなかったのも、報告書以外で、県から65歳以上で新たに重度障害者になった人について除外するとしたので、これも私も憤慨しました。

検討委員会で検討した事項であれば、意見も出して、委員からも出たと思いますが、県の方から10月から実施しますとでてきた訳ですけど、ここのところは問題が残ったと認識している。

だから、ふり戻してやれと言いたいところですが、なかなか県の方で決めたようですからどうしようもないという感じはしますが、問題は大きいに残りました。

馬場副参事

今の部分については、次のこれまでの見直し経過の資料でご説明申し上げます。

白取委員長

他にご質問等ありますか。

吉原委員

3頁目に平成14年度実績の表がございますが、これから何を読み取ったらいいのか。検討課題は何なのかという話がありましたが、医療費負担のあり方、対象者ごとに異なる給付内容がありましたが、この表は対象者ごとに異なる給付内容をみるためにこの表があるのか。表の読み方、ここから何を読み取るのか教えていただきたい。

馬場副参事

この表については、単に14年度の助成の状況の内訳でございます。吉原委員のおっしゃりたいような中味について、仮にデータをとることになりますと、ここから更に求めるデータが分析した形でだしていくことになると思いますが、これはあくまでも実情、内訳がこうなっているということで理解していただきたいと思います。

吉原委員

例えば助成割合と給付件数がありますが、割合と割合が対応しているかどうかをみると対応していないものが精神1級にあります。更には受給者一部負担金を入れ込んだら何%の助成割合になるのかということを考えてもいいという読みをしているが、そこまで考えなくてもよろしいか。

馬場副参事

それぞれの障害者の医療費の表ですので、例えば吉原委員のおっしゃるような意味合いで申し上げますと、この表では不自由ですが、例えば精神1級ですと人数の割には食事療養費の負担が多いということは入院が多いとかですし、あるいは給付件数からみると、月2、3回の外来ベースになりますし、精神だと人数からみて給付件数が少ないということはほとんど入院にシフトしている状況だろうとか、そういうことはわかるかと思いますが、そういうことをきちんとしたデータとしていくにはこの表では不十分であると思っております。

村上委員

先程の件（平成16年10月改正分）は決まったということであればそれでいいかと思いますが、ただ、この後、医療費の負担等に入っていくと思いますが、4頁の重度心身障害者医療費助成事業の事業費の推移についてですが、平成5年度から16年度まで事業費等ありますが、10年間のスパンがございますので、この間の物価のスライドとかあるいは県の予算の状況等、パーセンテージ、件数がここにないと、金額が増えたのでは、みんな職員も給料も増えている訳ですから何も申し上げられない。ですから、そのへんのデータもご用意されたほうが安全かと思えます。

佐々木次長
前田委員

次回準備してお示ししたいと思います。

財政問題についてちょっと気がかりだったのですが、昨年のことを申し上げれば、意見陳述した時には県の方からは財政については関係ないと、制度についてどうあるべきかということを検討すると言って、今度、今日の挨拶にもあるようですが、検討委員会の報告書が出た時点で県の方でも説明に団体の方に来ましたが、その時に財政課長が来て、実はこの問題は非常に県の財政が切迫しているのでこの方面については皆さん考えてほしいという話がありました。そうなのであれば、最初から財政も含めた進行の仕方をすべきではなかったのかと考えております。財政課長が来て説明して、我々が意見陳述した時の県の考え方と違うという受け止め方を団体の方でした訳で、今、村上委員からご意見のあったように、全体的に検討するということであれば、最初から財政の問題も含めて検討すべきではないかと考えております。先程次回にというお話がありましたけどお知らせください。

馬場副参事

前田委員のお話についてであります。昨年度の検討委員会においては、財政問題は確かにありますけれどもそれはさて置いて、という議論を進めてまいりました。9月の時点の報告書の提出もそういったスタンスでございます。

ただ、それと並行した状況で県の財政の窮迫というものが出てまいりまして、財政課サイドの方では11月に財政改革プランを策定いたしました。その前段階として、財政課サイドから障害者団体に限らず、県内の農林・漁業全ての団体に対して、こういう状況であるということをお知らせすることに説明してほしいと、そういう場を設定してほしい

という話がありました。障害者団体の先程の財政課長の説明というのは、そういうスタンスからの話でございます。

ですから、昨年度の議論については、あくまでも検討委員会の部分は、財政議論なしに制度の公平性というものの観点からやっていただきたいということでお願いして出してありました。

ただ、私どもが県案としてまとめるにあたっては、その財政事情を無視できなくなった。かといって、検討委員会の報告をそのまま無視してやりますという状況もできない。食費については、私どもは障害者団体にもご説明して、納得とはいわないでしょうが、やむを得ないなという感触ではご理解いただいたと思っていました。

65歳以上については、これは全く検討委員会で議論となったものでございませぬ。その後の財政逼迫による見直しを余儀なくされたということで、今の対象者の方々に影響を受けない形での見直しができないものか。それまでの議論の中で高齢者との比較の議論でやってまいりましたが、障害者団体の方からは高齢者と障害者は全く違うというお話がありました。そういったことから、65歳以上の重度障害者ですと、その時点から医療費は3割ではなく、老人医療の1割負担に移ります。そういった状況等も勘案した上で県として判断させていただいたということでございますので、そこはご理解願いたいと思います。

富永課長

先程、前田委員の方から財政事情について、馬場の申し上げたとおり、昨年度財政改革プランという立場からご説明申し上げましたが、次回、財政事情について皆様方に県の実情をご説明したいと思っております。

前田委員

65歳以上については昨年突然でたもので、もう一度検討委員会を立ち上げる訳ですから、本来であれば今日からスタートする検討委員会に出して検討していただきたいかと思っております。

白取委員長

昨年のことになりましたけど、私らの方にも責任がない訳ではないので。実は昨年検討に入る際に進め方を確めた訳です。

始めに財政ありきでは、本来、障害者に対する助成制度のあり方そのものが見えなくなってしまう危険性があるのではないかと。そういうことでまず、本来のあり方論でいきましょうということで議論したわけでありませぬ。それを踏まえた上で、後は、それはそうであるが色々な事情でこのようにするのだという判断は県の方で行う。これについては、検討委員会としては除くというスタンスで報告書を取りまとめた。

今回は始めから財政事情を考慮してということもありますので、次回からの討議の際にはそれを含めて、しかし本来のあり方はこうなんだということを、その上で当面こういう姿というような進め方にしていきたいと思いますがいかがでしょうか。

沼尾委員

昨年から関係している話を考えてみますと、やはり結論はきちんと節減があつてそれから各論をなささいという按配で、この問題は委員会の設置も入れてどういうものかということ、費用の削減にある。

言わせればそうでなくて、制度的な見直しということの考えでそれが継続してだされたという話しだが、やはり今日も出席してみます

	と、話は始めから違うということになると思います。
	10月からのことについても、もう決まってしまうていた訳で、そうすれば意見がでたように何でもこの委員会があるのかということと同じ訳で、簡単な理論になるだろうと思う。
	問題は、どうしたら障害者団体、そういう方たちの考え、思いをよくわかることになるのかと思う。とにかく、弁解みたいな言葉が非常に多いので、もう少し納得のいく説明の仕方、見通しのある話をしていただきたいと思う。
白取委員長	先程の前田委員から話しのでたように、昨年までの話しと今の話しではかなり違うのではないかと考える。私たちは言葉だけにとらわれるのではなく、実際この問題がでてきたというのは昨年の問題です。そしてみんなが騒いだために、おそらくこのように障害者からも委員が選出するようになったのだろうと考える訳で、話しの筋を大事にしてやってもらいたいと思います。
	この検討委員会では、課題としてだされたものについて検討していきます。付随している問題についてはまた別として、県が行う施策を全てに対して検討委員会で検討する訳でもないですのでよろしくお願いしたいと思います。
前田委員	他にご意見ありますか。
	先に資料3の説明を（お願いします）。
馬場副参事	（3）これまでの見直し経過について 資料3でございます。これまでの見直し経過について、冒頭の佐々木次長の方から挨拶した中にもありましたことですが、再度確認のために申し上げます。
	（資料3により説明）
白取委員長	質問等ありませんか。
村上委員	老人医療は70歳からですか。
馬場副参事	老人医療は法令上75歳からで、重度障害者の場合は65歳から老人保健の適用になります。
村上委員	（65歳以上新規の助成を）やめますよね。
馬場副参事	いわゆる重度医療の対象としないことです。
	現在の制度ですと、例えば80歳、90歳になっても身障1級、2級に該当すると申請すれば重度医療の対象となります。それを65歳で1割負担という老人保健の世界に入りますので、この方については、いわゆるこれは障害者の医療費助成制度ですので、もう既に老人保健の方で1割負担に軽減されているので、今の財政状況から考えると…
村上委員	応分負担ですか。
馬場副参事	はい。
村上委員	そういうことでよろしいですね。
前田委員	医療保険制度の概要とか今までの経過について、65歳については県の方から説明を聞きましたけど納得しかねるところがあるのですが。
	ただ、今日スタートした検討委員会では、具体的には何を検討することになるのかお知らせください。資料等はこれからでるのですか。

馬場副参事 白取委員長	(説明は) 次の案件に入ってよろしいですか。 はい。
馬場副参事	5 案件 配布おります最後の資料です。案件について、先程から議論がでてまいりましたが、一つは見直ししていただく項目について、事務局として、昨年検討委員会から報告があつて県として最終的に整理できなかったといえますか、もう少し検討が必要だと判断した2点でございます。 1つは医療費負担のあり方というもの。それからもう1つは対象者ごとに異なる給付内容の是正という、この2点を見直し項目として判断をお願いしたいということでございます。 見直し項目について、色々様々でてくるのではなく、県としてはこの2点をお願いしたいという趣旨でございます。それについて、皆様のご理解をいただきたいと思ひます。
白取委員長	今後進めていくにあたって今の2つの項目について検討していく訳ですが、それに必要な資料、特別注文したことがありましたら差しいただきたいと思ひます。事務局で何か次回用意する予定の資料はありませんか。
前田委員	医療費負担のあり方及び対象者ごとに異なる給付内容の是正を今後検討するのですか。そうなのであれば、例えば②の対象者ごとに異なる給付内容の是正というのは、現在の状況はこうで、県としてこういう内容について検討してもらいますというものはできませんか。ちょっと検討しかねます。
白取委員長	昨年もらった資料がありますけど、新たな委員がたくさんいますので、これらの資料若しくは更に修正した資料でも結構ですので、やはり対比するような資料は必要だと思います。
前田委員	例えば、所得ごとに所得制限が何段階あるとか、そういう資料があるのかないのか。これからでてくるのか。
馬場委員	昨年ですか、1カ月ベースでのそういったデータはございます。15年度の実績ベースでそういった資料をとりよせることになると思います。まだだいぶ時間がかかりますので、そのへんのところで整理できる資料がありましたら次回用意したいと思っております。
佐々木次長	前田委員の方から医療費の負担について検討するといつてもここには何も資料がないというお話ですよね。 従いまして、階層区分があるような制度とか、色々な制度を考えていく参考になる資料を準備してもらわないと議論できないというお話でありますので。今日のところは入り口のところで、制度の概要あたりを説明させていただいて、次回から県の財政事情、それからもし負担を導入するのであればそのものの考え方、他の制度でどのように一部負担をやっているか、そのへんをだしながら理解していただきたいということで、今日はその資料は準備しておりません。とにかくスタートラインに皆様に立っていただいて検討していただきたいということを今日はお願ひしたいと思っております。
前田委員	同じ重度障害者でも、50年にスタートした身体障害者は0(無料)

	です。途中で該当となった人は該当にはするけど一部負担をもらいますと、段階的に内部3級、精神があります。 ですから、同じ重度障害者で格差があると説明していますが、そのへんも同じにしたいという考え方があるわけですね。同じにするのはしても、更に所得層によって段階がつくのかつかないのかという、例えば非課税とかあるのですから、そのへんも県の考え方をだしていただいて検討しないとなかなか議論が進まないと考えていました。
佐々木次長	おっしゃるとおりでありまして、今日のところはまだ何も議論する資料は用意しておりませんので、次回から用意させていただきたいと思います。
村上委員	自己負担が0.5割なら0.5割とそういったところまで10月1日に他のものと併せていけばいいのか。
佐々木次長	昨年の検討委員会は統一すべきだと、考え方は公平にすべきだと結論がでています。その公平というのは、身障の負担ゼロにみんなあわせればいいのかということと今の財政事情では、そういう考え方はありませんので。 従いまして、一部負担されているところを研究していただいて、身障1・2級、療育手帳Aの方々の応分の負担をいただけるものか、理解をえられるかどうか焦点となってくると思っております。 従いまして、北窓部長の挨拶にもありますように、昨年度の検討委員会の報告書をだした後に財革プランがでておりますので、そういう点で昨年とは環境が違うということをご理解いただいて、次回に詳しい資料をお出ししたいと思っております。
村上委員	少ないにこしたことのないところも、よけいにもらった方がいいところもあるわけですから、どの辺で線を引くかということですか。わかりました。
藤谷委員	私も前回加わっているわけですが、委員長がおっしゃったように新しい委員もいるので、資料を持っていない方もございます。 いずれにしても、これは新たな委員会な訳ですから、今後の会議のあり方として、事前に資料を配付するのか、当日配布するのか。 先程お話ししましたが、我々が検討した結果の中から食事の部分はなった（見直し）訳ですが、65歳以上のことは討論にはなかった。では、検討委員会で何をしたという形になりますけど、仮に9月まで結論をだしたとしても、また県の方でいじるのですか。最大限尊重するということですから、そういうことにはならないと思いますが、2項目について検討していく訳ですから、そういうことにならないようにしていただかなければ、委員会の存在の意義がないということですから、そういうことはお願いしておきたいと思えます。
白取委員長	資料もそうですが、昨年のように、今日のまとめと資料を事前に配布していただけますか。間に合った分だけでも事前に配布していただきたい。
馬場副参事 富永課長	承知しました。 ただいまのご提案ですが、今回の議事録と次回の資料につきましては事前にお配りしたいと思っておりますので、皆様ご覧になって臨んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

前田委員	前回の検討委員会の報告書にも時間が足りなかったと総体的にまとめている訳ですけど、今回の検討委員会はそのようなことのないように、会議の進捗状況を見ながら、委員長のところで判断して、なかなか全会一致でまとめるには時間がかかるかもしれませんが、そういう形で報告書を出せるようお願いしたいと思います。
白取委員長 佐々木次長	今後の進め方についてはどういたしましょうか。 先程申し上げましたように、9月頃に報告書をいただければと思っていますので、月1回くらいのペースでお願いしたいと思っています。5月またお集まりいただきまして、議論していただきたいと、後程ご案内いたしたいと思っていますのでよろしくお願いします。
村上委員 馬場副参事	10月1日の既に決まった2項目に併せてこれもやるのですか。 今回検討していただくのは、来年度以降の見直しということになります。
白取委員長	それでは予定の時間になりましたので、次回に継続していく訳ですから、それまでに今日いただいた資料等吟味しながら次回に進めていきたいと思います。
佐々木次長	事務局の方から何かありませんか。 皆様のご出席と活発なご意見ありがとうございました。月1回のペースでまたお集まりいただきたいと思います。県の適正な行政の推進に色々ご助言ご指導いただきたいと思っています。また来月ひとつよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。 (閉会)